

連番	指摘箇所	意見要旨	対応の考え方(案)
1	全般	全体として平仄が合っていない。たとえばI-1第一「特定計画(以下「特定計画」という。)」としておきつつ、その後のII-1第一「計画」という。計画が略されておき、読みづらさう。扱いを統一すべき。	ご指摘の点については、分かりやすい記述に努めているところですが、再度全体を精査し、必要な箇所は修正します。
2	全般	狩猟に関する部分は、鳥獣法第3条が環境大臣に定立することを命じている基本指針の範囲を逸脱しており、余事記載であるので削るべきである。	鳥獣保護事業の実施において、狩猟の適正化に関する記述は必要と考えます。
3	全般	パブコメにかけられた基本的な指針(案)は大変読みにくく、目次に頁数がなく構造の理解にも時間がかかる。広く市民に意見を求める体裁がもたれていない。都道府県担当者にも十分に内容を理解してもらいたうためには、一層の努力を期待したい。	理解が図られるように検討します。
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項			
第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方			
I 第一-1 基本的な考え方			
4	1 基本的な考え方	最初の3行の中に野生鳥獣は国民の共有財産であると明記すべきである。	鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであると考えます。
5	1 基本的な考え方	「個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策」と明記されている。最も重要な対策は、被害防除対策であり、つぎのように変更すべきである。「被害防除対策、生息環境管理及び個体数管理」	個体数管理、生息環境管理、被害防除対策を総合的に実施していくことが必要です。
6	1 基本的な考え方	この基本指針案の基本的な考え方が、第一に、現象面のみをとらえて、個体数調整の手段にのみ偏り、根本的解決に資していないように思われ、第二に、異種の生命への畏敬や配慮に大きく欠けるもので有ると考えられる。	ご指摘のような姿勢で記述しているものではありません。
7	1 基本的な考え方	「現代における狩猟は、主にスポーツや趣味・娯楽として行われているが、鳥獣を捕獲するという限りにおいて鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割も果たしている」と修正する。(計23件)	ご意見を踏まえてI 第一-1の第3段落を以下のように修正します。(原文) また、狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、(修正) また、狩猟は、趣味や資源利用としての捕獲という側面だけでなく、

8	1 基本的な考え方	被害の原因として開発行為などの人間活動によるものもありこれらに対す対策が必要でなく本来の生息地における調査も必要である。	開発事業者等に関する記述はI第十一―1(3)アに記述しています。また、鳥獣の分布調査は農耕地に限っていません。
9	1 基本的な考え方	「希少」と「狩猟」という「保護する理由」と「獲る理由」という2局対立的な立場に書きすぎではないかと思われる。	きめ細かな鳥獣保護管理を進めるために特性に応じた区分をしているものです。
10	1 基本的な考え方	法律の目的には、「自然環境の恵沢を享受でき国民生活の確保及び地域社会の健全な発展」ともかかれており、基本的な考え方は、さらに踏み込んで表現されていないと感ずる。	ご指摘の趣旨については原文において含まれていると考えます。
11	1 基本的な考え方	「自然環境の恵沢とは何か」や「地域社会の健全な発展」とは何かこれについて鳥獣保護法が寄与できるのはどうか記載すべきではないか。	ご指摘の趣旨については原文において含まれていると考えます。
12	1 基本的な考え方	狩猟の役目は、獲ることだけでなく、多くの人に啓発する役割などもあつた狩猟者の減少などだけでなく、そうしたことも大きな要因と思われ。	ご指摘の趣旨については該当箇所において含まれていると考えます。
I 第十一―2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理			
13	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理	個体数管理は保護管理に有効である場合もそうではない場合もある。現在の狩猟制度の下で狩猟者に保護管理の役割を担わせることには困難がある。新たな制度に向けての取組が必要である。	鳥獣保護管理の実施に当たっては、個体数管理だけでなく、生息環境管理及び被害防除対策についても取り組むことが必要と考えます。また、狩猟者の鳥獣保護管理に関する知識を充実させるための取組を進めることとしていきます。
14	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理	特定鳥獣保護管理計画で対象となっている種名としてイノシシ、シカ、サル、カワウについて明記されているが、クマ、カモシカについて触れていない。「絶滅の恐れのある鳥獣」を「絶滅の恐れのあるクマ」とすべきである。	特徴的な種について例示しているものですが、ご指摘の趣旨を踏まえて、I第十一―2(1)第一段落を以下のように修文します。 (原文) 一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や～。 (修正) 一方で、ツキノワグマのように地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や～。
15	2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理	特定計画の実施について「個体数調整の目標設定がされていない」「達成状況について進捗管理が行われていない」等問題が指摘されているが、なぜならかたがた原因も記載すべきである。そもそも国の補助金をあてにした特定計画が多量の中、国の補助金が打ち切られた背景なども大きな問題だったと思われる。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

16	2 鳥獣保護事業をめぐめる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理	特定鳥獣保護管理計画は、様々な立場の人と連携し、対策をしておくことや環境整備などでも大きな意義であったにもかかわらず、「目標設定＝個体数調整」と思われるような表記は事例として使うのは好ましくはないと思われる。	個体数管理は特定計画において重要な要素と考えますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
I 第一―2 鳥獣保護事業をめぐめる現状と課題 (4) 狩猟			
17	2 鳥獣をめぐめる現状と課題 (4) 狩猟	また、実地での的確な判断力を養い、狩猟による事故や違法行為防止を強化するためにも、鳥獣保護の理念と精神を学ぶべきである。(計2件)	ご指摘の趣旨については、狩猟免許及び講習会において実施されているとともに、実地での経験を積むために猟区での狩猟期間の延長を措置することにしていきます。また、事故防止及び違反行為防止についてはそれぞれ該箇所において記述されています。
I 第一―2 鳥獣保護事業をめぐめる現状と課題 (5) 国際的な取組の状況			
18	2 鳥獣をめぐめる現状と課題 (5) 国際的な取組の状況	国際的な取組として渡り鳥があげられているがクジラやジュゴンに関する記述は、されていない。ジュゴンは、鳥獣法の対象種としてあげられており、具体的な方針、取組を明記すべきである。(計3件)	海棲哺乳類については、I 第2―2 (3) において記述しています。
I 第一―2 鳥獣保護事業をめぐめる現状と課題 (6) 鳥獣の流通及びその他課題			
19	2 鳥獣をめぐめる現状と課題 (6) 鳥獣の流通及びその他課題	「愛がん飼養」の記述を削るべきである。(計124件)	「愛がん飼養」をめぐめる問題は、鳥獣の流通及びその他の課題の一つであると考えます。
20	2 鳥獣をめぐめる現状と課題 (6) 鳥獣の流通及びその他課題	野鳥の愛がん飼養は明確に全面禁止とすべきである。また、使用の禁止されている鳥もち・落としかご等の猟具は、使用のみならず販売も全面禁止とすべきである。	これまでの審議会での答申等を踏まえて、法改正を含めて飼養のための捕獲又は採取の規制の強化等、愛がん飼養の適正化に努めています。
I 第一―3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築			
21	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築	「人と鳥獣の適切な関係の構築」の説明で、いきなりア～エの具体的項目が入っているが、その前に、「人と鳥獣の適切な関係」についての方を記述すべきだ。	人と鳥獣の適切な関係の構築については、ア～エで示した内容により進めているものと考えており、原文通りが適切と考えます。なお、基本的な考え方については、I 第一―1に記述しています。

22	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	前述したとおり、ここでもツキノワグマに関する記述がされていない。生息数が減少し、地域的に絶滅のおそれがあるツキノワグマについてどのように保護管理、被害対策など指針を明記すべきである。(計3件)	特徴的な種について例示しているものですが、ご指摘の趣旨を踏まえて、I第一-3(2)ア第2段落を以下のように修文します。なお、ツキノワグマについては、広域的な保護管理の検討を進めます。 (原文)一方、生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれがある鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれがあることから、(修正)一方、イリオモテヤマネコのように生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、ツキノワグマのように生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、
23	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	狩猟者に関して保護管理の担い手と明記されているが、狩猟者の中には、スポーツハンターも含まれていることから区分けして明記すべきである。	スポーツハンティングである狩猟も鳥獣の保護管理に一定の役割を果たしていると考えます。
24	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	科学的・計画的な保護管理には、個体数管理、生息地管理、被害対策が含まれる。記述は、捕獲を中心とした考えとして読みとれる。「個体数管理」、「生息地管理」、「被害対策」という3つの言葉を明記すべきである。	科学的・計画的な保護管理には、個体数管理、生息地管理、被害対策が含まれると考えますが、特定計画の項目において記述していることから、重複を避けています。
25	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (2)人と鳥獣の適切な関係の構築	「適正な個体数に誘導するなど適切な鳥獣の保護管理が必要になる。」とあるが、「適正な個体数」とは何かあまりにも個体や群れの性質が最も重要視される必要がある。このような「個体数」という表記だけでは、「特定計画＝個体数調整」という概念から脱することができないか。	ご指摘の趣旨も含めて個体数としていますが、特定計画は個体数管理だけでなく、生息環境管理や被害防除対策を総合的に実施していくものと考えます。
I 第一-3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等			
26	3 鳥獣保護事業の実施の方向性 (3)地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等	「安易な餌付け」とはなにか不明である。餌付けのほとんどが安易な行為から発生しており、ハクチヨウウ等水鳥の餌付けはどのような位置付けになるのか基準を示すべきではないか。(計4件)	現在行われている餌付けについてはそれぞれ検討すべきものと考えます。個別の行為の位置付けについてはそれぞれ認識しており、個別の行為の位置付けについてはそれぞれ検討すべきものと考えます。

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項 第二 鳥獣保護事業のきめ細やかな実施	
I 第二-1 制度上の区分に応じた保護管理	
27	<p>1 制度上の区分に応じた保護管理</p> <p>希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣の4区分の中に、鳥獣保護法で対象になった海棲哺乳類に関する記述は見受けられない。新たに海棲哺乳類の区分を設け管理の考え方を明記すべきである。</p>
28	<p>I 第二-1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣</p> <p>1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣</p> <p>自然環境保全基礎調査として「生息状況や生息環境の把握に努める」と曖昧な記述に止まっている。今回の改正においては、分布拡大が一人歩きし、個体数が増大したか否かは、不明のままである。具体的な記述にすべきである。(計2件)</p>
29	<p>1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣</p> <p>環境省が作成したレッドリストだけではなく、WWFの定めるレッドリストにもあがっている。環境省が作成したレッドリストだけではなく、WWFの定めるレッドリストにもあがっている。環境省が作成したレッドリストだけではなく、WWFの定めるレッドリストにもあがっている。環境省が作成したレッドリストだけではなく、WWFの定めるレッドリストにもあがっている。</p>
30	<p>1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣</p> <p>希少鳥獣の指定が国だけでなく、都道府県でも指定されることとなるが、指定の際は、国が決めた(希少鳥獣・狩猟鳥獣・外来鳥獣以外のもので)一般鳥獣からしか指定できないのか、たとえば狩猟鳥獣からも指定できるのか考え方が、不明である。</p>
31	<p>1 制度上の区分に応じた保護管理 (1) 希少鳥獣</p> <p>これまで実施していた希少鳥獣の扱いからすると、捕殺数が2個体までと限定されることが思われるが、特にコウモリのような、分布データが少なかつ、特定の部位のサンブルがなければ同定できないようなものに対しては、捕殺が必要になるため、捕獲許可等の運用方法について整理する必要があるのではないかと。</p>
32	<p>I 第二-1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣</p> <p>1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣</p> <p>狩猟鳥獣の選定の考え方のカテゴリーを見直すべきである。(計2件)</p>

海棲哺乳類については、I 第二-1-2 (3) において記述しています。

ご指摘の趣旨を踏まえて、I 第二-1-3 (2) 工の第2段落を以下のように修正します。(原文) 鳥獣の生息や被害防除対策等に関する調査研究、生息情報の整備等を進めることにより、(修正) 鳥獣の生息や被害防除対策等に関する調査研究及び地域における個体数の推計等の生息情報の整備等を進めることにより、

捕獲規制の必要な地域においては既に必要な措置がとられていると考ええます。また、今年は大出没による事故の多発を背景に既に多数のツキノワグマが捕獲されていることもあり、都道府県の判断により狩猟の自衛を呼びかけているところがあります。

都道府県のレッドデータブックは、当該都道府県における生息状況に基づいて行われるものであり、これに基づく指定が可能と考えます。

個別の捕獲目的に応じた必要最小限の捕獲数になると考えます。

ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

33	1 制度上の区分に応じた保護管理 (2) 狩猟鳥獣	次のように捕獲制限等の存在を明記した表現に変更すべき。 「(2) 狩猟鳥獣とした場合、メス捕獲禁止や捕獲数制限を適切に設定すれば、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。」	ご指摘の趣旨は、2) の内容に含まれていると考えます。
I 第二一1 制度上の区分に応じた保護管理 (3) 外来鳥獣			
34	1 制度上の区分に応じた保護管理 (3) 外来鳥獣	「①外来種」の記述は、見直すべきである。外来種を「本来、わが国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする」としている。この記述だと国内移動の外来種は、対象にならないことになる。	ご指摘の内容については、管理の考え方において記述しています。また、I 第二一2 (3) においても、外来種に準じた管理について記述しています。
35	1 制度上の区分に応じた保護管理 (3) 外来鳥獣	外来鳥獣もまた命あるものであり、多くの場合すでに生態系の中に一を占めていることを十分に考慮することが必要である。	ご指摘の趣旨については、安易に持ち込まないこと、また、責任を持って飼養すること等が必要と考えます。
I 第二一2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣			
36	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣	広域保護管理指針と特定計画の位置付けが曖昧に感じる。広域保護管理指針が上であれば、特定計画は、広域保護管理指針ができれば、その範囲が包含されれば廃止すべきではないかと思われる。それとも、広域保護管理指針は、法律に盛り込まないということか? (2件)	広域保護管理指針を踏まえ、都道府県別の特定計画に基づいた保護管理を進めることが必要と考えます。また、当該箇所の表現で誤解を生じる可能性があることか以下のとおり修正します。 (原文) 隣接する都道府県の区域を越えて (修正) 隣接しない都道府県にまたがり
37	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣	広域的な保護管理が必要な種としてカワウとツキノワグマがあげられており、この2種の種名を明記すべきである。 (3件)	I 第二一2 では、個別の種についてではなく、保護管理の考え方を記述しています。
I 第二一2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (3) 渡り鳥及び海棲哺乳類			
38	2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方 (3) 渡り鳥及び海棲哺乳類	法の対象となる海棲哺乳類の記述は、わずか3行であり環境省の基本的な指針として体をなしていない。具体的などのような対応するのか記述すべきである。 (計3件)	I 第二一2 では、具体的な対処ではなく保護管理の考え方を記述しています。